

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 7 月 23 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

西銘 啓史郎



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 西銘 啓史郎

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	219,978	家賃、水道代、電気代
事務費		
人件費	226,250	職員給与
合 計	446,228	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 3,772 円

充当割合: 政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃(水道代込)

06-03-28 | WTU | 67,304 | 1.771/9"付 (4月分)

06-04-30 | WTU | 67,304 | 1.771/9"付 (5月分)

店番号	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]
西銘 啓史郎 様	
[REDACTED] 通帳	(政務活動費)
琉球銀行	



充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費
(電気代)

06-05-02 | WTU | 13,763 | 村野行"リヨ" 4ヶ月

06-06-03 | WTU | 19,303 | 村野行"リヨ" 5ヶ月

店番号 口座番号



西銘 啓史郎 様

通帳 (政務活動費)

 琉球銀行



06-05-28 WTU 67,370 1.77179"19

家賃 6月分
(水道代込み)

$$67,370 \times 1/2 = 33,685$$

06-07-03 WTU 37,238 料付7行"7月ヨリ 6月分

電気代 6月分

$$37,238 \times 1/2 = 18,619$$

店番号 口座番号

西銘 啓史郎 様

通帳 (政務活動費) 地球銀行



契約者	西銘 啓史郎 様	期間	2024/04 ~ 2024/06
-----	----------	----	-------------------

物件名	部屋No	入金項目	4月分	5月分	6月分	合計
S・Sパレス	102	賃貸料	(替) 3/28 65,000	(替) 4/30 65,000	(替) 5/28 65,000	195,000
"	"	共益費	(替) 3/28 1,000	(替) 4/30 1,000	(替) 5/28 1,000	3,000
"	"	水道料	(替) 3/28 1,194	(替) 4/30 1,194	(替) 5/28 1,260	3,648
"	"	口座振替手数料	(替) 3/28 110	(替) 4/30 110	(替) 5/28 110	330
※※小計※※	小計		67,304	67,304	67,370	201,978
※※総合計※※	総合計		67,304	67,304	67,370	201,978

〒902-0075 那覇市宇園場1168番5
 有限会社すまいの大家
 代表取締役 田 田
 TEL098-832-1667

事務所費

賃貸条件補足

事務所費

西銘啓史郎 様

家賃 65,000 円、共益費 1,000 円、水道代使用分を
一括引き落としいたします。

管理会社 〒902-0075 那覇市字国場1168番5
有限会社 すまいの木
住所 代表取締役 島 田
TEL 098-832-1

事務所概要申告票

議員名 西銘 啓史郎

1. 物件の所在

住所	那覇市識名3-15-2 SSパレス102号室	
電話番号	098-960-8994	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [(有)すまいの大進] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 西銘 啓史郎



賃借人 氏名



住所



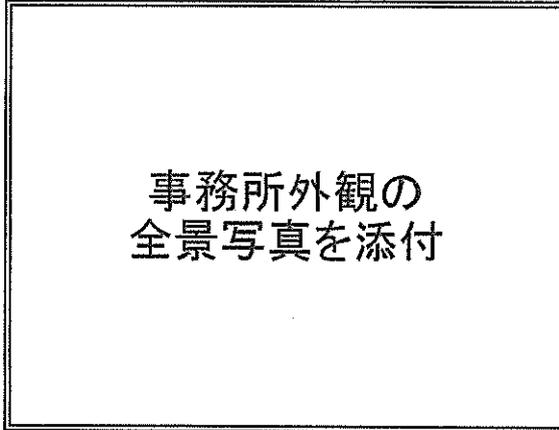
事務所費充当状況申告票

議員名 西銘 啓史郎

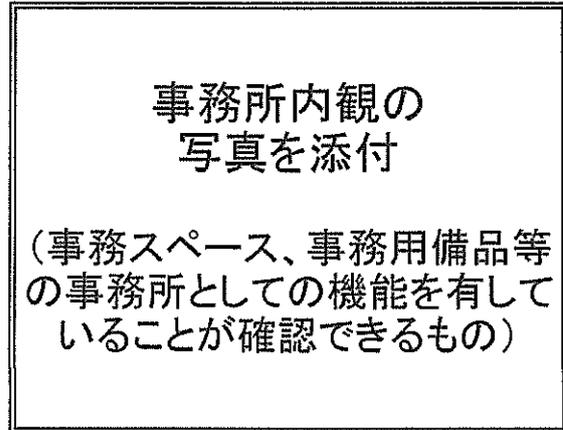
1. 事務所の状況

住所	那覇市識名3-15-2 SSパレス102
----	----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所として利用。

(関係経費)

家賃(月額)	65,000 円
共益費	1,000 円
	仲介手数料 円

(充当額)

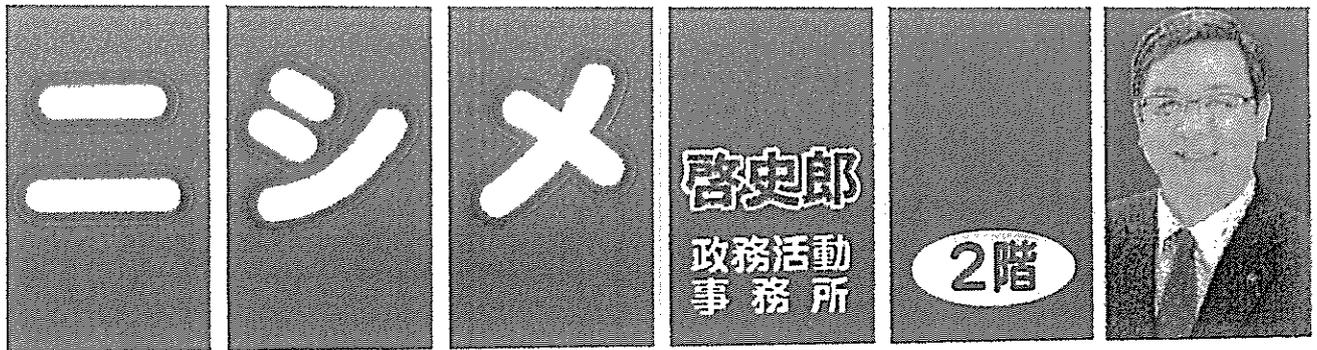
家賃(月額)	65,000 円
その他	共益費 1,000 円
	円

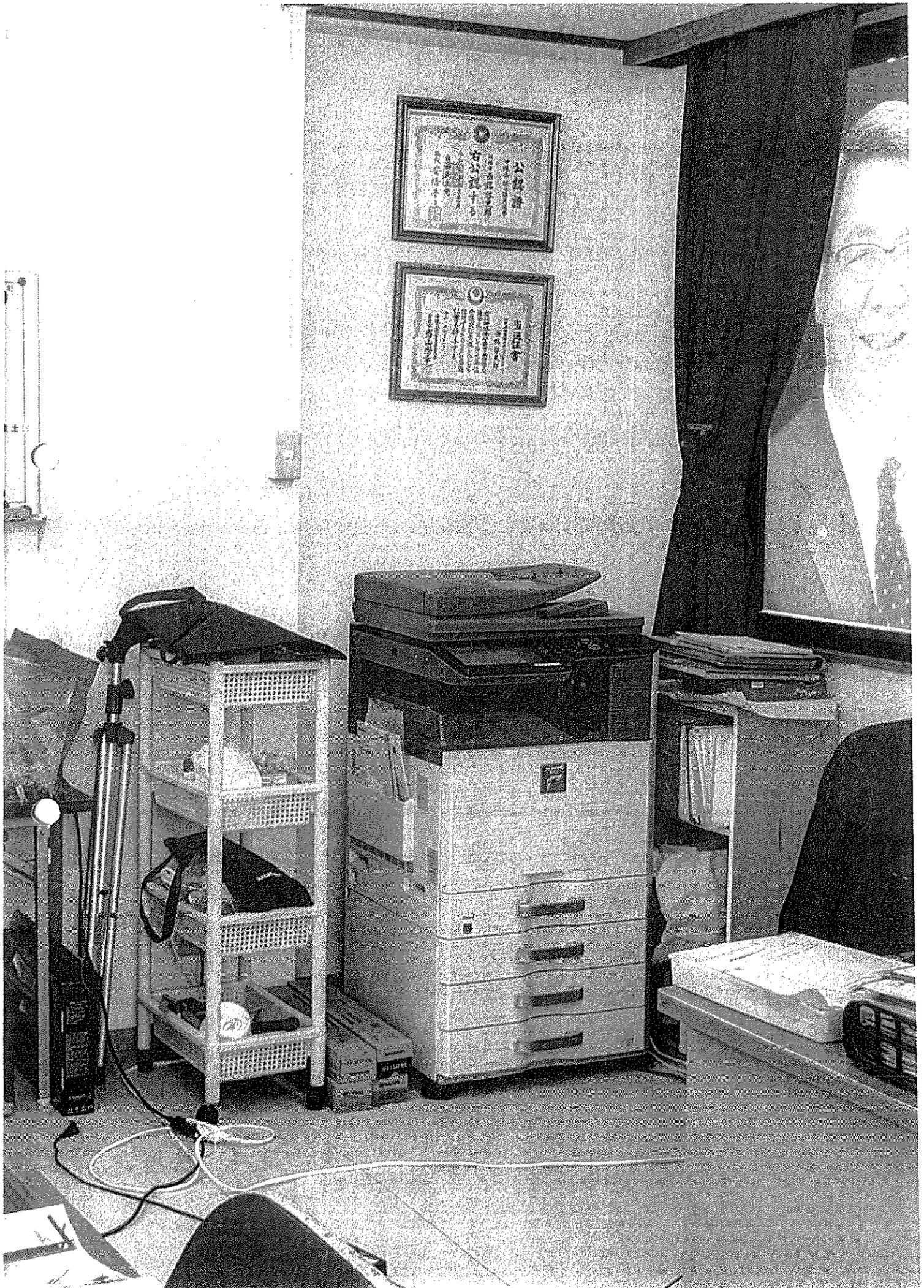
事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

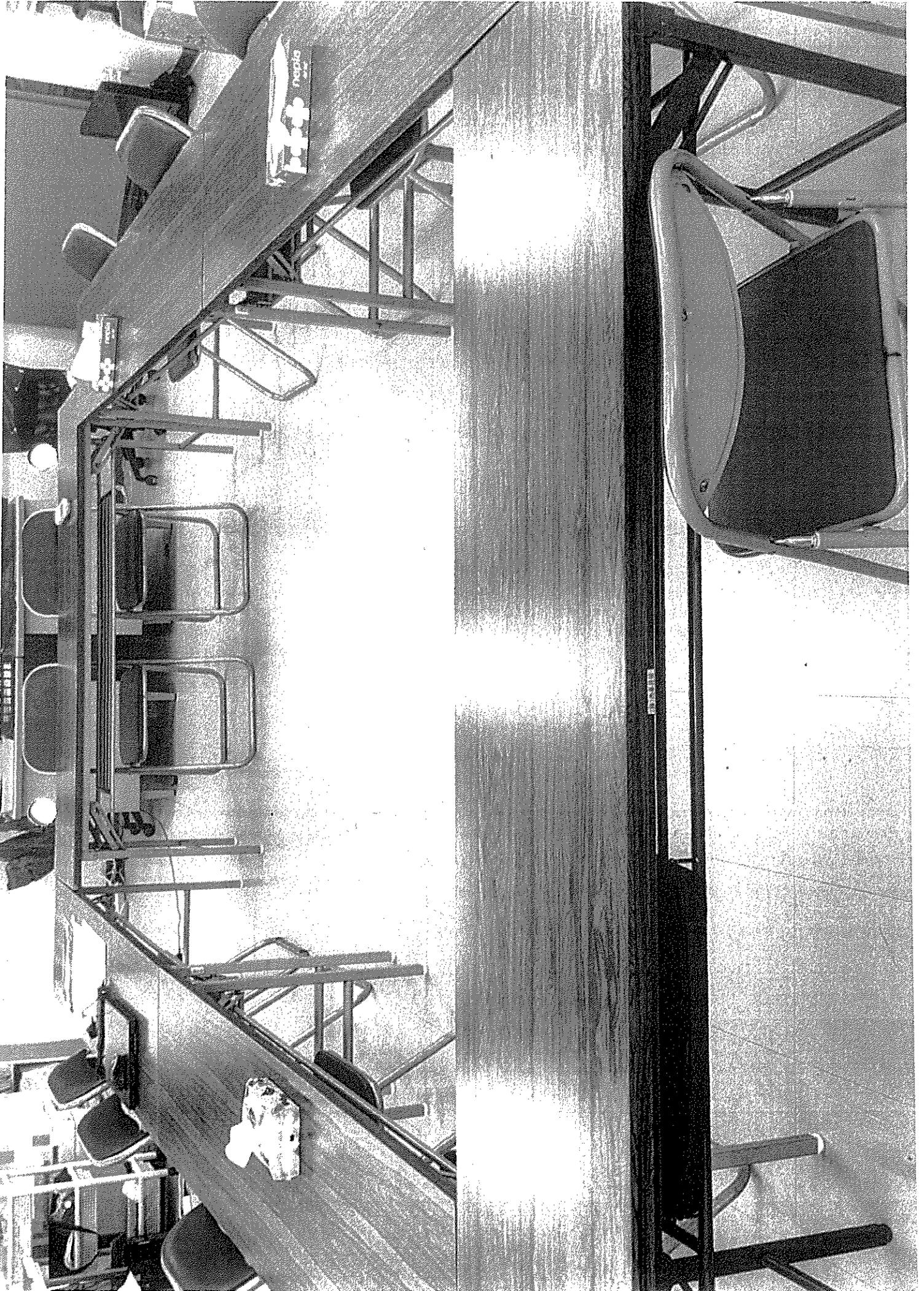
沖縄県議会議員

西銘 啓史郎









定期建物賃貸借契約の説明書

(賃貸人) 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 印

(管理会社) 住所 〒902-0075 那覇市字国場1168番5 [Redacted]
 有限会社 すまいの大進 [Redacted]
 代表取締役 島田 進 [Redacted]
 TEL098-832-1144 [Redacted]

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基き次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

物件表示	名称	S・Sパレス	102号室
	所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2	
契約期間	始期	2022年12月9日から	2年間
	終期	2024年12月8日まで	

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2022 年 11月 28日

住所 沖縄県那覇市識名3-15-2 S・Sパレス 102号室
 氏名 西銘啓史郎 印

重要事項説明書

「賃貸・店舗事務所用」

事務所費

西銘 啓史郎

様

2022年11月28日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第34条、第35条、第35条の2の規定に基づき、次のとおりご説明いたします。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

1. 取引態様並びに宅地建物取引業者の表示及び説明をする宅地建物取引士

[免許証番号]	沖縄県知事(8)第26776号	(説明をする宅地建物取引士)
[免許年月日]	平成29年9月	[氏名]
[主たる事務所]	沖縄県那覇市国場	[登録番号] (沖縄) 第 号
[商号又は名称]	有限会社 すまいの大進	
[代表者の氏名]	島田 進	

2. 当該建物の表示

建物の表示	所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2	名称	S・Sパレス
	間取内訳		間取	
	構造等	鉄筋コンクリート造陸屋根	面積	42.64㎡ (約12.9坪)
		4	階建て	1階
				102号室

3. 貸主の表示

貸主	住所:	
	氏名又は名称:	

4. 登記簿に記載された事項

登記簿上の所有者:	住所:	氏名又は名称:	
[所有権にかかる権利(甲区欄)の有無]	有の種類	[所有権以外の権利(乙区欄)の有無]	有の種類
無		有	根抵当権

5. 法令に基づく制限の概要

法令名及び制限の概要	<input type="checkbox"/> 該当項目が無いため、説明は省略。	
	法令名	制限の内容

6. 工事完了時の形状・構造等

<input type="checkbox"/> 完成物件につき、説明は省略。	<input type="checkbox"/> 未完成物件につき、別途添付資料をご参照下さい。
---	--

7. 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置は講じません。

8. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

区域外

9. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

区域外

10. 石綿使用調査結果の記録の有無・内容

無 有 石綿使用調査の内容

11. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

区域外

12. 耐震診断の有無・内容

新耐震基準のもと建築されたため、説明対象外。

無 有 耐震診断の内容:

13. 設備の概要

照明器具	有	冷・暖房	有
水道	公営	給湯設備	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
ガス	有(プロパンガス・個別)	駐車場	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
コンロ	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	エレベーター	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

事務所費

定期建物賃貸借契約書（店舗事務所用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（契約期間）

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。再契約手数料として 10,000 円（税別）を丙へ支払うものとする。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

（使用目的）

第3条 乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

（賃料）

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を日割計算した額とする。

3 賃料の改定は標記の通りとする。

（共益費）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を日割計算した額とする。

4 共益費の改定は標記の通りとする。

（駐車場）

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

3 乙の駐車場所に他の車両があっても、自らの管理にて処理する事。

4 乙は車庫証明を必要とする場合には保証金・事務手数料を支払わなければならない。

第8条 (諸費用の負担) 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

事務所費

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金・保証金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、明渡日から30日以内に、敷金・保証金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。
- 4 前項の但書の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 5 敷金・保証金の額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。
- 6 賃料が増額された場合、乙は敷金・保証金を補填しなければならない。補填する敷金・保証金は、新賃料額を基準に本契約の標記に記載する月数分相当額とする。
- 7 敷金・保証金の返還は 2 年未満に解約する場合はありません。
2 年以上経過後に解約をする場合は 100 %返還致します。

(借主の善管義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

- 2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- 1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。
- (2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
- (3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。
- (4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
- (7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。
- (8) 犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。
- (9) 本物件出入口の鍵を変えるとき。
- (10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣

事務所費

の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第13条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

- (1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

- 2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。
- 3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。
- 4 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。
- 5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装造作諸設備工事)

第15条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

- 2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
- 3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
- 4 乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(乙からの解約)

第16条 乙からの中途解約は標記の通りとする。

事務所費

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上連続して滞納したとき。
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 環境及び共同生活の秩序・平穩等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第13条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

(暴力団等の排除)

第18条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施錠交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。
- (3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
- (6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第19条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第20条 第17条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したもとして、甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

事務所費

(明渡し及び原状回復)

第21条 乙は、本契約が終了する日（甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6ヶ月を経過した日）までに（第17条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去。

(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

(3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

(4) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が1項の明渡し日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 明渡し日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第22条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は、第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険の加入)

第24条 甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第25条 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和 6 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月30日	93,750			93,750		75H
5月30日	95,000			95,000		76H
6月30日	37,500			37,500		30H
合計	226,250			226,250		

統一様式-④

令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 西銘啓史郎

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: [Redacted])	<input type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

西銘啓史郎



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 5 月 31 日
主な就業場所	沖縄県議会議員 西銘啓史郎 事務所 (那覇市識名 3-15-2)
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び情報収集、資料作成
就業時間	週 3 日程度 10 : 00 ~ 17 : 00 (4 時間 ~ 6 時間程度)
休 日	日・祝祭日
給与 (賃金)	時給 1,250 円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 6 年 3 月 29 日

雇 用 者 氏名 西銘 啓史郎



被雇用者 氏名



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
住 所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 6 年 6 月 17 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
主な就業場所	沖縄県議会議員 西銘啓史郎 事務所 (那覇市識名 3-15-2)
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び情報収集、資料作成
就業時間	週 3 日程度 10 : 00 ~ 17 : 00 (4 時間 ~ 6 時間程度)
休 日	日・祝祭日
給与 (賃金)	時給 1, 250 円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 6 年 6 月 17 日

雇 用 者 氏名 西銘 啓史郎



被雇用者 氏名



勤務実態申告票

【議員名 西銘 啓史郎】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随員（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設等） ・講師との連絡・調整等	
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	20%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	30%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	20%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 西銘 啓史郎



被雇用者



摘要	4月			5月			6月		
		● 17日		1日	● 17日	● 1日	● 17日		1日
	18日		2日	18日	● 2日	● 18日		2日	
	● 19日	● 3日		19日		3日	19日	3日	
	20日	● 4日	● 20日		4日	● 20日		4日	
	21日	● 5日		21日		5日	21日	5日	
	● 22日		6日	22日		6日	22日	6日	
	23日		7日	● 23日		7日	23日	7日	
	24日		8日	● 24日		8日	● 24日	8日	
	● 25日	● 9日		25日		9日	● 25日	9日	
	● 26日	● 10日		26日		10日	26日	10日	
	27日		11日	● 27日		11日	● 27日	11日	
	28日	● 12日	● 28日		12日	28日		12日	
	● 29日		13日	29日	● 13日		29日	13日	
	30日		14日	● 30日	● 14日		30日	14日	
	31日		15日		15日		31日	15日	
		● 16日			16日			16日	
	出勤	13日		出勤	11日		出勤	6日	
	欠勤			欠勤			欠勤		
	早退			早退			早退		
	遅刻			遅刻			遅刻		